

改 正 後 (R7. 5. 1)	現 行 (R6. 4. 1)
公共工事における総合評価落札方式の手引き 福 井 県 令和7年5月	公共工事における総合評価落札方式の手引き 福 井 県 令和6年4月

改 正 後 (R7. 5. 1)

1 ～ 2 (略)

3 評価方法の選択
(1) ～ (2) (略)

(別表 1)

事業分類	工事分類	対象工事
土木一式工事	樋門・樋管工	全て
	揚排水機場	鉄筋コンクリート構造物を主要構造物とするもの
	堰・水門工	全て
	護岸工	基礎形式として鋼矢板を用いるもの
	海上工事	全て（作業船を使用するもの）
	シェッド工	全て（耐震補強工事、補修工事を含む）
	橋梁上部工	全て（耐震補強工事、補修工事を含む）
	橋梁下部工	全て（耐震補強工事、補修工事を含む）
	トンネル工	全て（耐震補強工事、補修工事を含む）
	農業用排水路工 （ため池工事）	ため池堤体の築立を行うもの
ほ場整備工 （区画整理）	基盤の切盛を行うもの	
舗装工事		全て（屋外体育施設として整備するものを含む）
建築一式工事		新築工事（木造、車庫等を除く。）
上記以外の工事		全て

(3) ～ (4) (略)

4 ～ 9 (略)

1 0 評価項目および評価基準
(A) 技術提案（様式 5 号～ 8 号） (略)

(B) 企業の技術力（様式第 9 号、第 1 0 号、第 1 0 号の 2）
(a) 施工実績
(略)

(参考図)

20年前																			今回案件発注年度									
H17年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7年度								
4月1日																				を入 行 札 の 申 込 み								
※過去20年間の定義																												
←																					→							

現 行 (R6. 4. 1)

1 ～ 2 (略)

3 評価方法の選択
(1) ～ (2) (略)

(別表 1)

事業分類	工事分類	対象工事
土木一式工事	樋門・樋管工	全て
	揚排水機場	鉄筋コンクリート構造物を主要構造物とするもの
	堰・水門工	全て
	護岸工	基礎形式として鋼矢板を用いるもの
	海上工事	全て（作業船を使用するもの）
	シェッド工	全て（耐震補強工事、補修工事を含む）
	橋梁上部工	全て（耐震補強工事、補修工事を含む）
	橋梁下部工	全て（耐震補強工事、補修工事を含む）
	トンネル工	全て（耐震補強工事、補修工事を含む）
	農業用排水路工 （ため池工事）	ため池堤体の築立を行うもの
ほ場整備工 （区画整理）	基盤の切盛を行うもの	
舗装工事		全て（屋外体育施設として整備するものを含む）
建築一式工事		新築工事（木造、車庫等を除く。）
上記以外の工事		全て

(3) ～ (4) (略)

4 ～ 9 (略)

1 0 評価項目および評価基準
(A) 技術提案（様式 5 号～ 8 号） (略)

(B) 企業の技術力（様式第 9 号、第 1 0 号、第 1 0 号の 2）
(a) 施工実績
(略)

(参考図)

20年前																			今回案件発注年度									
H16年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6年度								
4月1日																				を入 行 札 の 申 込 み								
※過去20年間の定義																												
←																					→							

公共工事における総合評価落札方式の手引き 新旧対照表

改 正 後 (R7. 5. 1)	現 行 (R6. 4. 1)
・加点対象となる同種工事の種類、規模等を公告に明示する。 ・福井県、国、その他公共発注機関、民間が発注した同種工事の施工実績を評価する。 ・共同企業体（甲型）の実績は、代表者または出資比率20%以上の構成員としての施工実績を評価する。 ・共同企業体（乙型）の実績は、分担工事の施工を行った構成員としての実績に限り評価する。 ・技術資料には評価対象となる実績を1件記入すること。 ・CORINS工事カルテ、施工図、契約書等の写しにより確認する。（必要最低限で可） (b) 工事成績評定 福井県（道路公社を除く）発注の工事で、過去2か年度（建築一式、管、電気、電気通信、機械器具設置、水道施設、消防施設、とび・土工については過去5か年度）に完成検査を受けた工事成績評定点の平均点（小数点第2位以下切捨）を評価する。評価点数は、計算した結果の小数点第二位以下を切捨てるものとする。 （略） (c) 優良工事表彰 福井県優良工事表彰を受賞した企業を評価する。（直近の2か年） ・共同企業体（甲型）の受賞は、代表者または出資比率20%以上の構成員としての受賞を評価する。 ・共同企業体（乙型）の受賞は、分担工事の施工を行った構成員としての受賞に限り評価する。 ・優秀賞、優良賞、特別賞を対象とするが、表彰名による区別は行わない。ただし、特別賞は「福井県優良工事等事業者表彰要綱」第4条の（1）および（2）を満たすものに限り評価の対象とする。 ・対象業種は発注者が指定する業種（工事成績に準じる。） ・事務所長賞、国または市町など他の機関における表彰は対象外とする。 ・毎年の表彰日の翌日以降に公告する案件から対象年度を切替える。 ・評価は申請に基づき行う。 ・優良工事表彰受賞による加点申請（以下、優良工事加点申請という。）を行った入札により落札した工事の契約は、発注機関ごとに、入札公告日の属する各年（※1）あたり原則1回限り（※2）とする。 （※1）ここである各年の年とは、優良工事表彰日の翌日から翌年の優良工事表彰日までの期間（約1年間）とする。 （※2）原則1回限りとは、評価方式（技術提案型、実績評価型、地域防災力維持型）によらず、各年あたり1回であるため注意すること。 （1）優良工事加点申請は、事前審査型の場合は技術資料（様式第9号）に優良工事加点申請の記入を行い提出したことをもって、また、事後審査型の場合においては技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）に優良工事加点申請の自己評価点を記入し提出したことをもって、優良工事加点申請を行ったものとみなす。なお、優良工事加点申請の日は、事前審査型の場合は技術資料（様式第9号）の提出日、事後審査型の場合は入札日（技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）の提出日）とする。 （2）一の入札において優良工事加点申請を行った場合、優良工事加点申請の日から落札決定日までの期間は、同一発注機関における他の入札に同じ加点を申請することができない。（（参考図）（ア）～（ウ）を参照。） （3）優良工事加点申請を行ったが落札できなかった場合、または落札したが入札参加者の責によらない理由により契約に至らなかった場合は、以後の入札で再度の優良工事加点申請を行うことができる。 （4）「優良工事表彰の企業の加点（0.5点）」と、（C）配置予定技術者の技術力（c）優良工事表彰の「優良工事表彰工事における主任（監理）技術者として従事した経験の加点（0.5点）」は、別々の入札に分けて優良工事加点申請をすることもできる。（契約数の制限は各々独立して取り扱うものとする。） （5）2年連続して優良工事表彰を受賞した場合は、各々の表彰による優良工事加点申請の有効期間が重複する期間（約1年間）が存在するが、その期間における優良工事加点申請による契約数の制限は各々の受賞毎に独立して取り扱うものとする。ただし、一の入札に2つの受賞の優良工事加点申請を合わせて行う（2倍の点数として申	・加点対象となる同種工事の種類、規模等を公告に明示する。 ・福井県、国、その他公共発注機関、民間が発注した同種工事の施工実績を評価する。 ・共同企業体（甲型）の実績は、代表者としての実績に限り評価する。 ・共同企業体（乙型）の実績は、分担工事の施工を行った構成員としての実績に限り評価する。 ・技術資料には評価対象となる実績を1件記入すること。 ・CORINS工事カルテ、施工図、契約書等の写しにより確認する。（必要最低限で可） (b) 工事成績評定 福井県（土木三公社を除く）発注の工事で、過去2か年度（建築一式、管、電気、電気通信、機械器具設置、水道施設、消防施設、とび・土工については過去5か年度）に完成検査を受けた工事成績評定点の平均点（小数点第2位以下切捨）を評価する。評価点数は、計算した結果の小数点第二位以下を切捨てるものとする。 （略） (c) 優良工事表彰 福井県優良工事表彰を受賞した企業を評価する。（直近の2か年） ・優秀賞、優良賞、特別賞を対象とするが、表彰名による区別は行わない。ただし、特別賞は「福井県優良工事等事業者表彰要綱」第4条の（1）および（2）を満たすものに限り評価の対象とする。 ・対象業種は発注者が指定する業種（工事成績に準じる。） ・事務所長賞、国または市町など他の機関における表彰は対象外とする。 ・毎年の表彰日の翌日以降に公告する案件から対象年度を切替える。 ・評価は申請に基づき行う。 ・優良工事表彰受賞による加点申請（以下、優良工事加点申請という。）を行った入札により落札した工事の契約は、発注機関ごとに、入札公告日の属する各年（※1）あたり原則1回限り（※2）とする。 （※1）ここである各年の年とは、優良工事表彰日の翌日から翌年の優良工事表彰日までの期間（約1年間）とする。 （※2）原則1回限りとは、評価方式（技術提案型、実績評価型、地域防災力維持型）によらず、各年あたり1回であるため注意すること。 （1）優良工事加点申請は、事前審査型の場合は技術資料（様式第9号）に優良工事加点申請の記入を行い提出したことをもって、また、事後審査型の場合においては技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）に優良工事加点申請の自己評価点を記入し提出したことをもって、優良工事加点申請を行ったものとみなす。なお、優良工事加点申請の日は、事前審査型の場合は技術資料（様式第9号）の提出日、事後審査型の場合は入札日（技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）の提出日）とする。 （2）一の入札において優良工事加点申請を行った場合、優良工事加点申請の日から落札決定日までの期間は、同一発注機関における他の入札に同じ加点を申請することができない。（（参考図）（ア）～（ウ）を参照。） （3）優良工事加点申請を行ったが落札できなかった場合、または落札したが入札参加者の責によらない理由により契約に至らなかった場合は、以後の入札で再度の優良工事加点申請を行うことができる。 （4）「優良工事表彰の企業の加点（0.5点）」と、（C）配置予定技術者の技術力（c）優良工事表彰の「優良工事表彰工事における主任（監理）技術者として従事した経験の加点（0.5点）」は、別々の入札に分けて優良工事加点申請をすることもできる。（契約数の制限は各々独立して取り扱うものとする。） （5）2年連続して優良工事表彰を受賞した場合は、各々の表彰による優良工事加点申請の有効期間が重複する期間（約1年間）が存在するが、その期間における優良工事加点申請による契約数の制限は各々の受賞毎に独立して取り扱うものとする。ただし、一の入札に2つの受賞の優良工事加点申請を合わせて行う（2倍の点数として申

改正後 (R7.5.1)	現 行 (R6.4.1)																				
請する) ことはできない。 (6) 同一年度に複数の工事で優良工事表彰を受賞した場合の取扱いについて、単体での受賞とJVでの受賞の場合は単体での受賞をした工事を優良工事加点申請の対象とし、JVでの受賞工事については加点申請ができないものとする。JV代表者とJV代表者以外の構成員として複数の優良工事表彰を受賞した場合は、JV代表者として受賞した工事を優良工事加点申請の対象とする。JV代表者以外の構成員として複数の優良工事表彰を受賞した場合は、一つの受賞した工事を選択し優良工事加点申請を行うものとする。なお、優良工事加点申請を行った工事が落札できなかった場合、または落札したが入札参加者の責によらない理由により契約に至らなかった場合においても、次回以降の入札で加点申請を行う場合は、前回選択したものと同一の受賞した工事により加点申請を行わなければならない(選択しなかった別の受賞した工事での加点申請はできない)。 同一年度に複数の工事で優良工事表彰を受賞した場合の加点申請のできるもの <table><tr><th>優良工事表彰受賞</th><th>加点申請</th></tr><tr><td>単体およびJVで複数工事を受賞した場合</td><td>単体で受賞した工事で申請</td></tr><tr><td>JVの代表者および代表者以外の構成員で複数工事を受賞した場合</td><td>代表者として受賞した工事で申請</td></tr><tr><td>JV代表者以外の構成員で複数工事を受賞した場合</td><td>有効期間中において一つの受賞した工事を選択して申請</td></tr></table> ・評価基準 <table><tr><th>優良工事表彰受賞による加点申請</th><th>配点</th></tr><tr><td>優良工事表彰受賞による加点申請あり</td><td>0.5</td></tr><tr><td>優良工事表彰受賞による加点申請なし(または受賞なし)</td><td>0</td></tr></table> (参考図) (ア) ①で優良工事加点申請を行った場合、落札決定日までの期間における優良工事加点申請②を無効とする。(②の優良工事表彰に関する項目を0点とする。ただし上記(4)、(5)のケースを除く。)(※事後審査型を除く) (イ) 同一の発注機関において、⑤、⑥、⑦のように、優良工事加点申請が同日となりえるケースでは、いずれか1件を選択し優良工事加点申請を行わなければならない。(上記(4)、(5)のケース以外で同日に複数の優良工事加点申請を行った場合は、その全ての入札における優良工事加点申請の点数を0点とする。)	優良工事表彰受賞	加点申請	単体およびJVで複数工事を受賞した場合	単体で受賞した工事で申請	JVの代表者および代表者以外の構成員で複数工事を受賞した場合	代表者として受賞した工事で申請	JV代表者以外の構成員で複数工事を受賞した場合	有効期間中において一つの受賞した工事を選択して申請	優良工事表彰受賞による加点申請	配点	優良工事表彰受賞による加点申請あり	0.5	優良工事表彰受賞による加点申請なし(または受賞なし)	0	請する) ことはできない。 ・評価基準 <table><tr><th>優良工事表彰受賞による加点申請</th><th>配点</th></tr><tr><td>優良工事表彰受賞による加点申請あり</td><td>0.5</td></tr><tr><td>優良工事表彰受賞による加点申請なし(または受賞なし)</td><td>0</td></tr></table> (参考図) (オ) ①で優良工事加点申請を行った場合、落札決定日までの期間における優良工事加点申請②を無効とする。(②の優良工事表彰に関する項目を0点とする。ただし上記(4)、(5)のケースを除く。)(※事後審査型を除く) (カ) 同一の発注機関において、⑤、⑥、⑦のように、優良工事加点申請が同日となりえるケースでは、いずれか1件を選択し優良工事加点申請を行わなければならない。(上記(4)、(5)のケース以外で同日に複数の優良工事加点申請を行った場合は、その全ての入札における優良工事加点申請の点数を0点とする。)	優良工事表彰受賞による加点申請	配点	優良工事表彰受賞による加点申請あり	0.5	優良工事表彰受賞による加点申請なし(または受賞なし)	0
優良工事表彰受賞	加点申請																				
単体およびJVで複数工事を受賞した場合	単体で受賞した工事で申請																				
JVの代表者および代表者以外の構成員で複数工事を受賞した場合	代表者として受賞した工事で申請																				
JV代表者以外の構成員で複数工事を受賞した場合	有効期間中において一つの受賞した工事を選択して申請																				
優良工事表彰受賞による加点申請	配点																				
優良工事表彰受賞による加点申請あり	0.5																				
優良工事表彰受賞による加点申請なし(または受賞なし)	0																				
優良工事表彰受賞による加点申請	配点																				
優良工事表彰受賞による加点申請あり	0.5																				
優良工事表彰受賞による加点申請なし(または受賞なし)	0																				

公共工事における総合評価落札方式の手引き 新旧対照表

改 正 後 (R7. 5. 1)	現 行 (R6. 4. 1)
(ウ) ①で優良工事加点申請を行い落札した場合、③、④の優良工事加点申請は無効（上記（４）、（５）のケースを除く）となるが、有効期間の２年目である⑤～⑧の優良工事加点申請は有効。 (エ) ④で優良工事加点申請を行い落札した場合、④は１年目の有効期間に属しているため、有効期間２年目の入札公告である⑤～⑧の優良工事加点申請は有効。 (d) (略) (e) 技能資格を保有する自社雇用技能者の配置 - 入札の申し込みを行った日において、３か月以上の期間、元請け企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。 - 住民税特別徴収税額通知書等雇用関係の確認できるものの写し、資格者証の写しを提出すること。 (略) ① 法面処理工事 発注者が指定する工種（吹付法砕工、モルタル（コンクリート）吹付工、植生基材吹付工等）におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが１名以上従事する場合に評価する。 (略) - 提出した技術資料（様式第９号）に記載した者と異なる者をオペレータ確認申請書に記載し、当該作業に従事させる場合は、その者の住民税特別徴収税額通知書等雇用関係の確認できるものの写し、資格者証の写しをオペレータ確認申請書に添付し提出すること。 (略) ② 鋼構造物工事 工場製作における、仮付けのための野書き作業、仮付け作業（※）、溶接作業、仮組立作業（以下、これらを「主たる鉄工作業」という。）のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄工作業の作業期間のすべてに「１級鉄工技能士（構造物鉄工作業）」の資格を保有する自社雇用技能者が１名以上従事する場合に評価する。 （※）「仮付け作業」とは、部材同士を接合するための本溶接を行う前に、補助治具等を用いて、一方の部材の野書き位置に他方の部材を正確に取り付け、仮付け溶接を行う一連の作業のことをいう。 (略) - 提出した技術資料（様式第９号）に記載した者と異なる者を技能士確認申請書に記載し、当該作業に従事させる場合は、その者の住民税特別徴収税額通知書等雇用関係の確認できるものの写し、技能検定合格証の写しを技能士確認申請書に添付し提出すること。 (略) (C) 配置予定技術者の技術力（様式第１１号） (略) (a) 配置予定技術者の施工経験 (略) - 加点対象となる同種工事の種類、規模等を入札公告に明示する。 - 完成・引渡しが完了した工事の経験を評価する。 - 同種工事の経験として主体的に関与していること。 - 共同企業体（甲型）の経験は、代表者または出資比率２０％以上の構成員の技術者等としての経験を評価する。	(キ) ①で優良工事加点申請を行い落札した場合、③、④の優良工事加点申請は無効（上記（４）、（５）のケースを除く）となるが、有効期間の２年目である⑤～⑧の優良工事加点申請は有効。 (ク) ④で優良工事加点申請を行い落札した場合、④は１年目の有効期間に属しているため、有効期間２年目の入札公告である⑤～⑧の優良工事加点申請は有効。 (d) (略) (e) 技能資格を保有する自社雇用技能者の配置 - 入札の申し込みを行った日において、３か月以上の期間、元請け企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。 - 健康保険証の写し、資格者証の写しを提出すること。 (略) ① 法面処理工事 発注者が指定する工種（吹付法砕工、モルタル（コンクリート）吹付工、植生基材吹付工等）におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが１名以上従事する場合に評価する。 (略) - 提出した技術資料（様式第９号）に記載した者と異なる者をオペレータ確認申請書に記載し、当該作業に従事させる場合は、その者の健康保険証の写し、資格者証の写しをオペレータ確認申請書に添付し提出すること。 (略) ② 鋼構造物工事 工場製作における、仮付けのための野書き作業、仮付け作業（※）、溶接作業、仮組立作業（以下、これらを「主たる鉄工作業」という。）のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄工作業の作業期間のすべてに「１級鉄工技能士（構造物鉄工作業）」の資格を保有する自社雇用技能者が１名以上従事する場合に評価する。 （※）「仮付け作業」とは、部材同士を接合するための本溶接を行う前に、補助治具等を用いて、一方の部材の野書き位置に他方の部材を正確に取り付け、仮付け溶接を行う一連の作業のことをいう。 (略) - 提出した技術資料（様式第９号）に記載した者と異なる者を技能士確認申請書に記載し、当該作業に従事させる場合は、その者の健康保険証の写し、技能検定合格証の写しを技能士確認申請書に添付し提出すること。 (略) (C) 配置予定技術者の技術力（様式第１１号） (略) (c) 配置予定技術者の施工経験 (略) - 加点対象となる同種工事の種類、規模等を入札公告に明示する。 - 完成・引渡しが完了した工事の経験を評価する。 - 同種工事の経験として主体的に関与していること。 - 共同企業体（甲型）の経験は、代表者の技術者等としての経験に限り評価する。

改 正 後 (R7. 5. 1)	現 行 (R6. 4. 1)																																														
・共同企業体（乙型）の経験は、分担工事の施工を行った構成員の技術者等としての経験に限り評価する。 ・工期途中で主任（監理）技術者等を交代した経験については原則評価しない。ただし、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の工場製作を含む工事において、工場から現地へ工事の現場が移行する時点で交代した経験については、工場製作に従事した配置技術者は工場製作の経験の評価し、現場施工に従事した配置技術者は現場施工の経験の評価する。 ・工場製作を含む工事において、工場製作期間と現場施工期間の各々に異なる主任（監理）技術者を配置することが認められ、両期間における同種工事の経験の評価する工事については、工場製作期間における配置予定技術者は工場製作の経験の評価し、現場施工期間における配置予定技術者は現場施工の経験の評価した上で、評価点の合計が最低となる者で評価する。（評価点の判定方法についてはp. 24参照） ・原則として、福井県、国、その他公共発注機関、民間が発注した工事の施工経験を評価する。 ・若手担当技術者として従事した経験を同種工事の経験とする場合には、福井県が発行した若手担当技術者従事経験証明書を提出すること。 ・今回発注工事と同一業種の工事における現場代理人または監理技術者補佐として従事した経験を評価する。ただし、過去の同種工事に携わった段階で一級国家資格等（「(c)若手担当技術者の常駐」における表－3）を保有していた場合に限る。 ・工期途中で現場代理人または監理技術者補佐を交代した場合の経験は原則評価しない。 ・CORINS工事カルテ、施工図、契約書等の写しを提出すること。 （必要最低限で可） (b) 配置予定技術者の保有資格 (略) ① 土木一式、鋼構造物工事 評価基準（設計金額 1 億円未満の土木一式、鋼構造物工事） <table><tr><th>資格</th><th>配点</th></tr><tr><td>1級土木施工管理技士 または1級建設機械施工管理技士</td><td>1.0</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>0</td></tr></table> 評価基準（設計金額 1 億円未満の鋼構造物工事） <table><tr><th>資格</th><th>配点</th></tr><tr><td>1級土木施工管理技士</td><td>1.0</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>0</td></tr></table> ただし、以下に該当する場合は下表のとおりとする。 主たる工事内容が鉄筋コンクリート、プレストレストコンクリートの場合 ・評価基準（設計金額 1 億円未満の土木一式） <table><tr><th>資格</th><th>配点</th></tr><tr><td>1級土木施工管理技士（または1級建設機械施工管理技士） およびコンクリートの品質確保に資する資格（※）</td><td>1.0</td></tr><tr><td>1級土木施工管理技士（または1級建設機械施工管理技士） またはコンクリートの品質確保に資する資格（※）</td><td>0.5</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>0</td></tr></table> ・評価基準（設計金額 1 億円以上の土木一式） <table><tr><th>資格</th><th>配点</th></tr><tr><td>コンクリートの品質確保に資する資格（※）</td><td>0.5</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>0</td></tr></table> (※) ここでいうコンクリートの品質確保に資する資格とは、コンクリート診断士、コンクリート主任技士、コンクリート	資格	配点	1級土木施工管理技士 または1級建設機械施工管理技士	1.0	上記以外	0	資格	配点	1級土木施工管理技士	1.0	上記以外	0	資格	配点	1級土木施工管理技士（ または1級建設機械施工管理技士 ） およびコンクリートの品質確保に資する資格（※）	1.0	1級土木施工管理技士（ または1級建設機械施工管理技士 ） またはコンクリートの品質確保に資する資格（※）	0.5	上記以外	0	資格	配点	コンクリートの品質確保に資する資格（※）	0.5	上記以外	0	・共同企業体（乙型）の経験は、分担工事の施工を行った構成員の技術者等としての経験に限り評価する。 ・工期途中で主任（監理）技術者等を交代した経験については原則評価しない。ただし、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の工場製作を含む工事において、工場から現地へ工事の現場が移行する時点で交代した経験については、工場製作に従事した配置技術者は工場製作の経験の評価し、現場施工に従事した配置技術者は現場施工の経験の評価する。 ・工場製作を含む工事において、工場製作期間と現場施工期間の各々に異なる主任（監理）技術者を配置することが認められ、両期間における同種工事の経験の評価する工事については、工場製作期間における配置予定技術者は工場製作の経験の評価し、現場施工期間における配置予定技術者は現場施工の経験の評価した上で、評価点の合計が最低となる者で評価する。（評価点の判定方法についてはp. 24参照） ・原則として、福井県、国、その他公共発注機関、民間が発注した工事の施工経験を評価する。 ・若手担当技術者として従事した経験を同種工事の経験とする場合には、福井県が発行した若手担当技術者従事経験証明書を提出すること。 ・今回発注工事と同一業種の工事における現場代理人または監理技術者補佐として従事した経験を評価する。ただし、過去の同種工事に携わった段階で一級国家資格等（「(c)若手担当技術者の常駐」における表－3）を保有していた場合に限る。 ・工期途中で現場代理人または監理技術者補佐を交代した場合の経験は原則評価しない。 ・CORINS工事カルテ、施工図、契約書等の写しを提出すること。 （必要最低限で可） (b) 配置予定技術者の保有資格 (略) ① 土木一式、鋼構造物工事 評価基準（設計金額 7000 万円未満の土木一式、鋼構造物工事） <table><tr><th>資格</th><th>配点</th></tr><tr><td>1級土木施工管理技士</td><td>1.0</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>0</td></tr></table> ただし、以下に該当する場合は下表のとおりとする。 主たる工事内容が鉄筋コンクリート、プレストレストコンクリートの場合 ・評価基準（設計金額 7000 万円未満の土木一式） <table><tr><th>資格</th><th>配点</th></tr><tr><td>1級土木施工管理技士 およびコンクリートの品質確保に資する資格（※）</td><td>1.0</td></tr><tr><td>1級土木施工管理技士 またはコンクリートの品質確保に資する資格（※）</td><td>0.5</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>0</td></tr></table> ・評価基準（設計金額 7000 万円以上の土木一式） <table><tr><th>資格</th><th>配点</th></tr><tr><td>コンクリートの品質確保に資する資格（※）</td><td>0.5</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>0</td></tr></table> (※) ここでいうコンクリートの品質確保に資する資格とは、コンクリート診断士、コンクリート主任技士、コンクリート	資格	配点	1級土木施工管理技士	1.0	上記以外	0	資格	配点	1級土木施工管理技士 およびコンクリートの品質確保に資する資格（※）	1.0	1級土木施工管理技士 またはコンクリートの品質確保に資する資格（※）	0.5	上記以外	0	資格	配点	コンクリートの品質確保に資する資格（※）	0.5	上記以外	0
資格	配点																																														
1級土木施工管理技士 または1級建設機械施工管理技士	1.0																																														
上記以外	0																																														
資格	配点																																														
1級土木施工管理技士	1.0																																														
上記以外	0																																														
資格	配点																																														
1級土木施工管理技士（ または1級建設機械施工管理技士 ） およびコンクリートの品質確保に資する資格（※）	1.0																																														
1級土木施工管理技士（ または1級建設機械施工管理技士 ） またはコンクリートの品質確保に資する資格（※）	0.5																																														
上記以外	0																																														
資格	配点																																														
コンクリートの品質確保に資する資格（※）	0.5																																														
上記以外	0																																														
資格	配点																																														
1級土木施工管理技士	1.0																																														
上記以外	0																																														
資格	配点																																														
1級土木施工管理技士 およびコンクリートの品質確保に資する資格（※）	1.0																																														
1級土木施工管理技士 またはコンクリートの品質確保に資する資格（※）	0.5																																														
上記以外	0																																														
資格	配点																																														
コンクリートの品質確保に資する資格（※）	0.5																																														
上記以外	0																																														

改 正 後 (R7. 5. 1)	現 行 (R6. 4. 1)																																						
技士、プレストレストコンクリート技士、コンクリート構造診断士とする。	技士、プレストレストコンクリート技士、コンクリート構造診断士とする。																																						
(c) 若手担当技術者の常駐	(c) 若手担当技術者の常駐																																						
(略)	(略)																																						
・若手担当技術者を配置する場合は、以下の（ア）～（オ）の条件をすべて満たすことを必須とする。なお、現場常駐の若手担当技術者の配置は、一つの工事につき一名のみする。合併入札においては、各工事それぞれに別の若手担当技術者を配置する場合に加点する。	・若手担当技術者を配置する場合は、以下の（ア）～（オ）の条件をすべて満たすことを必須とする。なお、現場常駐の若手担当技術者の配置は、一つの工事につき一名のみする。合併入札においては、各工事それぞれに別の若手担当技術者を配置する場合に加点する。																																						
（ア） 若手担当技術者は、当該工事に配置される専任の監理技術者等の指導の下で、当該工事における監理技術者等相当の職務内容の習得を目的として当該工事現場に常駐する者であること。	（カ） 若手担当技術者は、当該工事に配置される専任の監理技術者等の指導の下で、当該工事における監理技術者等相当の職務内容の習得を目的として当該工事現場に常駐する者であること。																																						
（イ） 若手担当技術者は当該工事の入札の申込みを行った日時点においてすでに3か月以上の期間、当該工事の元請け企業（共同企業体にあつては代表者に限る。）に直接的かつ恒常的に雇用されている者であること。	（キ） 若手担当技術者は当該工事の入札の申込みを行った日時点においてすでに3か月以上の期間、当該工事の元請け企業（共同企業体にあつては代表者に限る。）に直接的かつ恒常的に雇用されている者であること。																																						
（ウ） 当該工事の元請け企業（共同企業体にあつては代表者に限る。）が福井県内に主たる営業所を有する企業であること。	（ク） 当該工事の元請け企業（共同企業体にあつては代表者に限る。）が福井県内に主たる営業所を有する企業であること。																																						
（エ） 当該工事における若手担当技術者のCORINS登録を行うこと。CORINS登録は、担当技術者として登録すること。（「登録内容確認書」の提出がない場合は、原則、若手担当技術者従事経験証明書を発行しない。）	（ケ） 当該工事における若手担当技術者のCORINS登録を行うこと。CORINS登録は、担当技術者として登録すること。（「登録内容確認書」の提出がない場合は、原則、若手担当技術者従事経験証明書を発行しない。）																																						
（オ） 当該工事で提出する「現場代理人等通知書」に「現場常駐の若手担当技術者」の氏名を記載し、（イ）雇用関係の確認できるものの写し、年齢もしくは生年月日が確認できるものの写しおよび一級国家資格者証の写しと共に提出すること。	（コ） 当該工事で提出する「現場代理人等通知書」に「現場常駐の若手担当技術者」の氏名を記載し、健康保険証の写しおよび一級国家資格者証の写しと共に提出すること。																																						
（表－3） 1 級国家資格等	（表－3） 1 級国家資格等																																						
<table><tr><th>業種（建設工事の種類）</th><th>資 格</th></tr><tr><td>土木一式工事、舗装工事、法面処理工事、交通安全施設工事、とび・土工・コンクリート（その他）工事</td><td>1 級土木施工管理技士または 1 級建設機械施工管理技士</td></tr><tr><td>鋼構造物工事（※1）、塗装工事（※1）、石工事（※1）、しゅんせつ工事、水道施設工事</td><td>1 級土木施工管理技士</td></tr><tr><td>建築一式工事 、大工工事、屋根工事、タイル・レンガ・ブロック工事、内装仕上工事、鋼構造物工事（※2）</td><td>1 級建築士または 1 級建築施工管理技士</td></tr><tr><td>左官工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、熱絶縁工事、建具工事、石工事（※2）、塗装工事（※2）</td><td>1 級建築施工管理技士</td></tr><tr><td>電気工事</td><td>1 級電気工事施工管理技士</td></tr><tr><td>管工事</td><td>1 級管工事施工管理技士</td></tr><tr><td>鋼構造物工事</td><td>1 級土木施工管理技士</td></tr><tr><td>造園工事</td><td>1 級造園施工管理技士</td></tr><tr><td>機械器具設置工事、電気通信工事、さく井工事、消防施設工事、清掃施設工事</td><td>不要 （当該建設工事の監理技術者等となる資格）</td></tr></table>	業種（建設工事の種類）	資 格	土木一式工事、舗装工事、法面処理工事、交通安全施設工事、とび・土工・コンクリート（その他）工事	1 級土木施工管理技士または 1 級建設機械施工管理技士	鋼構造物工事（※1）、塗装工事（※1）、石工事（※1）、しゅんせつ工事、水道施設工事	1 級土木施工管理技士	建築一式工事 、大工工事、屋根工事、タイル・レンガ・ブロック工事、内装仕上工事、鋼構造物工事（※2）	1 級建築士または 1 級建築施工管理技士	左官工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、熱絶縁工事、建具工事、石工事（※2）、塗装工事（※2）	1 級建築施工管理技士	電気工事	1 級電気工事施工管理技士	管工事	1 級管工事施工管理技士	鋼構造物工事	1 級土木施工管理技士	造園工事	1 級造園施工管理技士	機械器具設置工事、電気通信工事、さく井工事、消防施設工事、清掃施設工事	不要 （当該建設工事の監理技術者等となる資格）	<table><tr><th>業種（建設工事の種類）</th><th>資 格</th></tr><tr><td>土木一式工事、鋼構造物工事（※1）、舗装工事、塗装工事（※1）、法面処理工事、交通安全施設工事、とび・土工・コンクリート（その他）工事 石工事（※1）、しゅんせつ工事、水道施設工事</td><td>1 級土木施工管理技士</td></tr><tr><td>建築一式工事 、大工工事、屋根工事、タイル・レンガ・ブロック工事、内装仕上工事、鋼構造物工事（※2）</td><td>1 級建築士または 1 級建築施工管理技士</td></tr><tr><td>左官工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、熱絶縁工事、建具工事、石工事（※2）、塗装工事（※2）</td><td>1 級建築施工管理技士</td></tr><tr><td>電気工事</td><td>1 級電気工事施工管理技士</td></tr><tr><td>管工事</td><td>1 級管工事施工管理技士</td></tr><tr><td>鋼構造物工事</td><td>1 級土木施工管理技士</td></tr><tr><td>造園工事</td><td>1 級造園施工管理技士</td></tr><tr><td>機械器具設置工事、電気通信工事、さく井工事、消防施設工事、清掃施設工事</td><td>不要 （当該建設工事の監理技術者等となる資格）</td></tr></table>	業種（建設工事の種類）	資 格	土木一式工事、鋼構造物工事（※1）、舗装工事、塗装工事（※1）、法面処理工事、交通安全施設工事、とび・土工・コンクリート（その他）工事 石工事（※1）、しゅんせつ工事、水道施設工事	1 級土木施工管理技士	建築一式工事 、大工工事、屋根工事、タイル・レンガ・ブロック工事、内装仕上工事、鋼構造物工事（※2）	1 級建築士または 1 級建築施工管理技士	左官工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、熱絶縁工事、建具工事、石工事（※2）、塗装工事（※2）	1 級建築施工管理技士	電気工事	1 級電気工事施工管理技士	管工事	1 級管工事施工管理技士	鋼構造物工事	1 級土木施工管理技士	造園工事	1 級造園施工管理技士	機械器具設置工事、電気通信工事、さく井工事、消防施設工事、清掃施設工事	不要 （当該建設工事の監理技術者等となる資格）
業種（建設工事の種類）	資 格																																						
土木一式工事、舗装工事、法面処理工事、交通安全施設工事、とび・土工・コンクリート（その他）工事	1 級土木施工管理技士または 1 級建設機械施工管理技士																																						
鋼構造物工事（※1）、塗装工事（※1）、石工事（※1）、しゅんせつ工事、水道施設工事	1 級土木施工管理技士																																						
建築一式工事 、大工工事、屋根工事、タイル・レンガ・ブロック工事、内装仕上工事、鋼構造物工事（※2）	1 級建築士または 1 級建築施工管理技士																																						
左官工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、熱絶縁工事、建具工事、石工事（※2）、塗装工事（※2）	1 級建築施工管理技士																																						
電気工事	1 級電気工事施工管理技士																																						
管工事	1 級管工事施工管理技士																																						
鋼構造物工事	1 級土木施工管理技士																																						
造園工事	1 級造園施工管理技士																																						
機械器具設置工事、電気通信工事、さく井工事、消防施設工事、清掃施設工事	不要 （当該建設工事の監理技術者等となる資格）																																						
業種（建設工事の種類）	資 格																																						
土木一式工事、鋼構造物工事（※1）、舗装工事、塗装工事（※1）、法面処理工事、交通安全施設工事、とび・土工・コンクリート（その他）工事 石工事（※1）、しゅんせつ工事、水道施設工事	1 級土木施工管理技士																																						
建築一式工事 、大工工事、屋根工事、タイル・レンガ・ブロック工事、内装仕上工事、鋼構造物工事（※2）	1 級建築士または 1 級建築施工管理技士																																						
左官工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、熱絶縁工事、建具工事、石工事（※2）、塗装工事（※2）	1 級建築施工管理技士																																						
電気工事	1 級電気工事施工管理技士																																						
管工事	1 級管工事施工管理技士																																						
鋼構造物工事	1 級土木施工管理技士																																						
造園工事	1 級造園施工管理技士																																						
機械器具設置工事、電気通信工事、さく井工事、消防施設工事、清掃施設工事	不要 （当該建設工事の監理技術者等となる資格）																																						

改 正 後 (R7. 5. 1)	現 行 (R6. 4. 1)																				
(※1) 土木工事に限る。 (※2) 建築工事に限る (d) 優良工事表彰 福井県優良工事表彰を受賞した工事における主任（監理）技術者として従事した経験を評価する。（直近の2か年） ・評価は申請に基づき行う。 ・福井県優良工事表彰を受賞した工事における主任（監理）技術者として従事した経験による加点申請を行った工事の契約は、発注機関毎に、入札公告日の属する各年（※1）あたり原則1回限り（※2）とする。 （※1）ここでいう各年の年とは、優良工事表彰日の翌日から翌年の優良工事表彰日までの期間（約1年間）とする。 （※2）原則1回限りとは、評価方式（技術提案型、実績評価型、地域防災力維持型）によらず、各年あたり1回であるため注意すること。 ・評価方法は「（B）企業の技術力（c）優良工事表彰」に準じる。 なお、鋼橋上部工事等で、同一の工事において工場製作と現場施工の各々の従事期間に異なる主任（監理）技術者を配置し優良工事表彰を受賞している場合は、さらに以下の①～③の制約条件があるため注意すること。 ①工場製作を担当して優良工事表彰を受賞した技術者は工場製作期間限定の配置予定技術者、現場施工を担当して優良工事表彰を受賞した技術者は現場施工期間限定の配置予定技術者として優良工事加点申請を行う場合のみ評価する。 ②いずれか1名の優良工事加点申請を行った時点で、その入札における落札が決定するまで、他方の者は当該発注機関における他の入札への優良工事加点申請ができなくなり、さらに落札した場合は両者が当該発注機関のその年（※）におけるその後の優良工事加点申請ができない。（※）ここでいう年とは、優良工事表彰日の翌日から翌年の優良工事表彰日までの期間（約1年間）をいう。 ③申請できる入札のケースについては、「（B）企業の技術力（c）優良工事表彰」に準じる。なお、様式については、「様式第9号」を「様式第11号」に読み替える。 (評価点の判定方法についてはp. 24参照) ・現場代理人、監理技術者補佐、若手担当技術者として従事した工事の受賞経験は評価しない。 ・配置予定技術者が、受賞時に所属していた企業と異なる企業に所属している場合には評価しない。 ・共同企業体として表彰を受けたものは、共同企業体（甲型）は、代表者または出資比率20％以上の構成員の主任（監理）技術者としての従事経験を評価対象とし、共同企業体（乙型）は、分担工事の施工を行った構成員の主任（監理）技術者としての従事経験を評価対象とする。 ・同一年度に複数の工事で優良工事表彰を受賞した場合の取扱いについて、評価方法は「（B）企業の技術力（c）優良工事表彰」に準じる。 同一年度に複数の工事で優良工事表彰を受賞した場合の加点申請のできるもの <table><tr><th>優良工事表彰受賞</th><th>加点申請</th></tr><tr><td>単体およびJVで複数工事を受賞した場合</td><td>単体で受賞した工事の技術者で申請</td></tr><tr><td>JVの代表者および代表者以外の構成員で複数工事を受賞した場合</td><td>代表者として受賞した工事の技術者で申請</td></tr><tr><td>JV代表者以外の構成員で複数工事を受賞した場合</td><td>有効期間中において一つの受賞した工事を選択してその技術者で申請</td></tr></table> ・評価基準 <table><tr><th>優良工事表彰受賞の経験による加点申請</th><th>配点</th></tr><tr><td>優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり</td><td>0.5</td></tr><tr><td>優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし（または受賞なし）</td><td>0</td></tr></table>	優良工事表彰受賞	加点申請	単体およびJVで複数工事を受賞した場合	単体で受賞した工事の技術者で申請	JVの代表者および代表者以外の構成員で複数工事を受賞した場合	代表者として受賞した工事の技術者で申請	JV代表者以外の構成員で複数工事を受賞した場合	有効期間中において一つの受賞した工事を選択してその技術者で申請	優良工事表彰受賞の経験による加点申請	配点	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり	0.5	優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし（または受賞なし）	0	(※1) 土木工事に限る。 (※2) 建築工事に限る (d) 優良工事表彰 福井県優良工事表彰を受賞した工事における主任（監理）技術者として従事した経験を評価する。（直近の2か年） ・評価は申請に基づき行う。 ・福井県優良工事表彰を受賞した工事における主任（監理）技術者として従事した経験による加点申請を行った工事の契約は、発注機関毎に、入札公告日の属する各年（※1）あたり原則1回限り（※2）とする。 （※1）ここでいう各年の年とは、優良工事表彰日の翌日から翌年の優良工事表彰日までの期間（約1年間）とする。 （※2）原則1回限りとは、評価方式（技術提案型、実績評価型、地域防災力維持型）によらず、各年あたり1回であるため注意すること。 ・評価方法は「（B）企業の技術力（c）優良工事表彰」に準じる。 なお、鋼橋上部工事等で、同一の工事において工場製作と現場施工の各々の従事期間に異なる主任（監理）技術者を配置し優良工事表彰を受賞している場合は、さらに以下の①～③の制約条件があるため注意すること。 ①工場製作を担当して優良工事表彰を受賞した技術者は工場製作期間限定の配置予定技術者、現場施工を担当して優良工事表彰を受賞した技術者は現場施工期間限定の配置予定技術者として優良工事加点申請を行う場合のみ評価する。 ②いずれか1名の優良工事加点申請を行った時点で、その入札における落札が決定するまで、他方の者は当該発注機関における他の入札への優良工事加点申請ができなくなり、さらに落札した場合は両者が当該発注機関のその年（※）におけるその後の優良工事加点申請ができない。（※）ここでいう年とは、優良工事表彰日の翌日から翌年の優良工事表彰日までの期間（約1年間）をいう。 ③申請できる入札のケースについては、「（B）企業の技術力（c）優良工事表彰」に準じる。なお、様式については、「様式第9号」を「様式第11号」に読み替える。 (評価点の判定方法についてはp. 24参照) ・現場代理人、監理技術者補佐、若手担当技術者として従事した工事の受賞経験は評価しない。 ・配置予定技術者が、受賞時に所属していた企業と異なる企業に所属している場合には評価しない。 ・共同企業体として表彰を受けたものは、代表者の主任（監理）技術者の従事経験を評価対象とする。 ・評価基準 <table><tr><th>優良工事表彰受賞の経験による加点申請</th><th>配点</th></tr><tr><td>優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり</td><td>0.5</td></tr><tr><td>優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし（または受賞なし）</td><td>0</td></tr></table>	優良工事表彰受賞の経験による加点申請	配点	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり	0.5	優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし（または受賞なし）	0
優良工事表彰受賞	加点申請																				
単体およびJVで複数工事を受賞した場合	単体で受賞した工事の技術者で申請																				
JVの代表者および代表者以外の構成員で複数工事を受賞した場合	代表者として受賞した工事の技術者で申請																				
JV代表者以外の構成員で複数工事を受賞した場合	有効期間中において一つの受賞した工事を選択してその技術者で申請																				
優良工事表彰受賞の経験による加点申請	配点																				
優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり	0.5																				
優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし（または受賞なし）	0																				
優良工事表彰受賞の経験による加点申請	配点																				
優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり	0.5																				
優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし（または受賞なし）	0																				

改 正 後 (R7. 5. 1)	現 行 (R6. 4. 1)																																								
(e)継続学習への取組状況 ①「土木一式工事」および「鋼構造物工事」 建設系CPD協議会加盟団体に継続参加中であり、取得単位数が一定の水準を満たした場合に加点する。 ・設計金額1億円以上で「(b)配置予定技術者の保有資格」を評価項目としない案件において評価項目とする。 (略) (参考) 令和7年度に入札公告された案件の有効とする証明期間 <table><tr><td>20ユニット／年の場合</td><td>令和5年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した1年間</td></tr><tr><td>40ユニット／2年の場合</td><td>令和4年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した2年間</td></tr><tr><td>60ユニット／3年の場合</td><td>令和3年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した3年間</td></tr><tr><td>80ユニット／4年の場合</td><td>令和2年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した4年間</td></tr><tr><td>100ユニット／5年の場合</td><td>平成31年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した5年間</td></tr></table> ②建築一式工事 (略) (参考) 令和7年度に入札公告された案件の有効とする証明期間 <table><tr><td>12単位／年の場合</td><td>令和5年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した1年間</td></tr><tr><td>24単位／2年の場合</td><td>令和4年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した2年間</td></tr></table> 工場製作期間と現場施工期間に異なる主任（監理）技術者を配置する場合の評価点（略） (D) 企業の地域性・社会性（様式第9号、第9号の4） (a) （略） (b)社会貢献度 ① （略） ② 福井県との緊急災害時の災害協定の有無 (略) ・評価基準（土木一式工事） <table><tr><td>福井県との災害協定の締結</td><td>配点</td></tr><tr><td>締結あり</td><td>0.5</td></tr><tr><td>締結なし</td><td>0</td></tr></table>	20ユニット／年の場合	令和5年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した1年間	40ユニット／2年の場合	令和4年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した2年間	60ユニット／3年の場合	令和3年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した3年間	80ユニット／4年の場合	令和2年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した4年間	100ユニット／5年の場合	平成31年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した5年間	12単位／年の場合	令和5年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した1年間	24単位／2年の場合	令和4年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した2年間	福井県との災害協定の締結	配点	締結あり	0.5	締結なし	0	(e)継続学習への取組状況 ①「土木一式工事」および「鋼構造物工事」 建設系CPD協議会加盟団体に継続参加中であり、取得単位数が一定の水準を満たした場合に加点する。 ・設計金額7,000万円以上で「(b)配置予定技術者の保有資格」を評価項目としない案件において評価項目とする。 (略) (参考) 令和6年度に入札公告された案件の有効とする証明期間 <table><tr><td>20ユニット／年の場合</td><td>令和4年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した1年間</td></tr><tr><td>40ユニット／2年の場合</td><td>令和3年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した2年間</td></tr><tr><td>60ユニット／3年の場合</td><td>令和2年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した3年間</td></tr><tr><td>80ユニット／4年の場合</td><td>平成31年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した4年間</td></tr><tr><td>100ユニット／5年の場合</td><td>平成30年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した5年間</td></tr></table> ②建築一式工事 (略) (参考) 令和6年度に入札公告された案件の有効とする証明期間 <table><tr><td>12単位／年の場合</td><td>令和4年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した1年間</td></tr><tr><td>24単位／2年の場合</td><td>令和3年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した2年間</td></tr></table> 工場製作期間と現場施工期間に異なる主任（監理）技術者を配置する場合の評価点 （略） (D) 企業の地域性・社会性（様式第9号、第9号の4） (a) （略） (b)社会貢献度 ① （略） ② 福井県との緊急災害時の災害協定の有無 (略) ・評価基準 <table><tr><td>福井県との災害協定の締結</td><td>配点</td></tr><tr><td>締結あり</td><td>1.0</td></tr><tr><td>締結なし</td><td>0</td></tr></table>	20ユニット／年の場合	令和4年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した1年間	40ユニット／2年の場合	令和3年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した2年間	60ユニット／3年の場合	令和2年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した3年間	80ユニット／4年の場合	平成31年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した4年間	100ユニット／5年の場合	平成30年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した5年間	12単位／年の場合	令和4年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した1年間	24単位／2年の場合	令和3年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した2年間	福井県との災害協定の締結	配点	締結あり	1.0	締結なし	0
20ユニット／年の場合	令和5年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した1年間																																								
40ユニット／2年の場合	令和4年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した2年間																																								
60ユニット／3年の場合	令和3年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した3年間																																								
80ユニット／4年の場合	令和2年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した4年間																																								
100ユニット／5年の場合	平成31年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した5年間																																								
12単位／年の場合	令和5年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した1年間																																								
24単位／2年の場合	令和4年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した2年間																																								
福井県との災害協定の締結	配点																																								
締結あり	0.5																																								
締結なし	0																																								
20ユニット／年の場合	令和4年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した1年間																																								
40ユニット／2年の場合	令和3年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した2年間																																								
60ユニット／3年の場合	令和2年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した3年間																																								
80ユニット／4年の場合	平成31年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した4年間																																								
100ユニット／5年の場合	平成30年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した5年間																																								
12単位／年の場合	令和4年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した1年間																																								
24単位／2年の場合	令和3年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した2年間																																								
福井県との災害協定の締結	配点																																								
締結あり	1.0																																								
締結なし	0																																								

改 正 後 (R7. 5. 1)	現 行 (R6. 4. 1)												
・評価基準（土木一式工事以外）<table><tr><th>福井県との災害協定の締結</th><th>配点</th></tr><tr><td>締結あり</td><td>1. 0</td></tr><tr><td>締結なし</td><td>0</td></tr></table> ③ 福井県域道路啓開計画への取組み ・入札の申し込みを行った日における福井県域道路啓開計画への取組の有無を評価する。 ・県内で大規模な地震（震度6弱以上）等が発生した場合において、「福井県域道路啓開計画」に基づき、啓開ルートの被害状況調査や啓開作業を担う企業を評価の対象とする。 (参考：福井県域道路啓開計画 https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/hozen/dourokeikai.html) ・評価基準（土木一式工事）<table><tr><th>福井県域道路啓開計画への取組</th><th>配点</th></tr><tr><td>取組あり</td><td>0. 5</td></tr><tr><td>取組なし</td><td>0</td></tr></table> (c)～(d) (略) 1 1 地域防災力維持型における評価項目および評価基準 入札公告および提出資料の様式等に評価内容を明確に記載し、必要に応じて記載内容が確認できる資料の添付、災害協定の証明書写し、除雪等の契約書の写し、配置予定技術者の年齢が確認できるもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）の写し、1級国家資格者証の写し等、建設系C P D協議会加盟の各団体の発行する学習履歴証明書等の写し、専門技術者の資格が確認できる資料（合格証明書等））を求める。 以下に、「福井県建設工事総合評価落札方式（地域防災力維持型）試行実施要領」に基づき、「1 0 評価項目および評価基準」と異なる事項について以下に示す。 (A) 企業の技術力（様式第9号）（地域防災力維持型用） (a) 工事成績評定 福井県（土木三公社を除く）発注の工事で、「土木一式」工事における過去2か年度に完成検査を受けた工事成績評定点の平均点（小数点第2位以下切捨）を評価する。 評価点数は、計算した結果の小数点第二位以下を切捨てるものとする。 (略) (b) 優良工事表彰 (略) ・優良工事加点申請方法および共同企業体で受賞した場合の取扱い等については、技術提案型および実績評価型と同様とする。 (c) (略) (B) 配置予定技術者の技術力（様式第1 1号）（地域防災力維持型用） (a) 配置予定技術者の保有する資格および年齢	福井県との災害協定の締結	配点	締結あり	1. 0	締結なし	0	福井県域道路啓開計画への取組	配点	取組あり	0. 5	取組なし	0	(c)～(d) (略) 1 1 地域防災力維持型における評価項目および評価基準 入札公告および提出資料の様式等に評価内容を明確に記載し、必要に応じて記載内容が確認できる資料の添付、災害協定の証明書写し、除雪等の契約書の写し、配置予定技術者の年齢が確認できるもの（健康保険証等）の写し、1級国家資格者証の写し等、建設系C P D協議会加盟の各団体の発行する学習履歴証明書等の写し、専門技術者の資格が確認できる資料（合格証明書等）を求める。 以下に、「福井県建設工事総合評価落札方式（地域防災力維持型）試行実施要領」に基づき、「1 0 評価項目および評価基準」と異なる事項について以下に示す。 (A) 企業の技術力（様式第9号）（地域防災力維持型用） (a) 工事成績評定 福井県（土木三公社を除く）発注の工事で、「土木一式」工事における過去2か年度に完成検査を受けた工事成績評定点の平均点（小数点第2位以下切捨）を評価する。 評価点数は、計算した結果の小数点第二位以下を切捨てるものとする。 (略) (b) (略) ・優良工事加点申請方法等については、技術提案型および実績評価型と同様とする。 (c) (略) (B) 配置予定技術者の技術力（様式第1 1号）（地域防災力維持型用） (a) 配置予定技術者の保有する資格および年齢
福井県との災害協定の締結	配点												
締結あり	1. 0												
締結なし	0												
福井県域道路啓開計画への取組	配点												
取組あり	0. 5												
取組なし	0												

改 正 後 (R7.5.1)	現 行 (R6.4.1)																																								
・評価基準 <table><tr><th>配置予定技術者の保有する資格および年齢</th><th>配点</th></tr><tr><td>4 0歳未満かつ1級土木施工管理技士または、 4 0歳未満かつ1級建設機械施工管理技士</td><td>1.5</td></tr><tr><td>1級土木施工管理技士または1級建設機械施工管理技士</td><td>1.0</td></tr><tr><td>3 5歳未満</td><td>0.5</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>0</td></tr></table> ・4 0歳未満かつ1級土木施工管理技士または、4 0歳未満かつ1級建設機械施工管理技士の資格を有する技術者（主任（監理）技術者）を配置する場合に評価する。 ・1級土木施工管理技士または1級建設機械施工管理技士の資格を有する技術者（主任（監理）技術者）を配置する場合に評価する。 (略) (a-2) 配置予定技術者の建設系C P D協議会加盟団体の継続学習制度における取得単位数および年齢 建設系C P D協議会加盟団体の継続学習制度に継続参加中であり、推奨単位数以上を取得している場合および年齢について加点する。 ・設計金額7千万円以上で「(a)配置予定技術者の保有する資格および年齢」を評価項目としない案件において評価項目とする。 ・証明する資料として、建設系C P D協議会加盟の各団体が発行する証明書の写しの提出が必要であり、単一企業の社内研修会はユニット数算定の対象外とする場合がある。 ・有効とする証明期間は、今回発注する工事の入札公告日の属する年度から、評価基準の年数（1年～5年のいずれか）に1年を加えた年数を遡った年度の4月1日から入札の申し込みを行った日までで、評価基準の年数に応じた任意の連続した期間とする。 ・評価基準 <table><tr><th>配置予定技術者の建設系C P D協議会加盟団体の継続学習制度における取得単位数および年齢</th><th>配点</th></tr><tr><td>4 0歳未満かつ推奨単位数以上を取得している</td><td>1.5</td></tr><tr><td>推奨単位数以上を取得している</td><td>1.0</td></tr><tr><td>3 5歳未満</td><td>0.5</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>0</td></tr></table> ・4 0歳未満かつ推奨単位数以上を取得している技術者（主任（監理）技術者）を配置する場合に評価する。 ・推奨単位数以上を取得している技術者（主任（監理）技術者）を配置する場合に評価する。 ・3 5歳未満の技術者（主任（監理）技術者）を配置する場合に評価する。 ・評価対象とする年齢は、当該工事の入札書提出日が属する年度の4月1日時点の年齢とする。 ・推奨単位数 年数×各加盟団体の年間推奨単位 (例) (社) 全国土木施工管理技士会連合会 (CPDS) 2 0ユニット／年、4 0ユニット／2年、6 0ユニット／3年、8 0ユニット／4年、 1 0 0ユニット／5年のいずれかを満たすものとする。	配置予定技術者の保有する資格および年齢	配点	4 0歳未満かつ1級土木施工管理技士または、 4 0歳未満かつ1級建設機械施工管理技士	1.5	1級土木施工管理技士または1級建設機械施工管理技士	1.0	3 5歳未満	0.5	上記以外	0	配置予定技術者の建設系C P D協議会加盟団体の継続学習制度における取得単位数および年齢	配点	4 0歳未満かつ推奨単位数以上を取得している	1.5	推奨単位数以上を取得している	1.0	3 5歳未満	0.5	上記以外	0	・評価基準 <table><tr><th>配置予定技術者の保有する資格および年齢</th><th>配点</th></tr><tr><td>4 0歳未満かつ1級土木施工管理技士</td><td>1.5</td></tr><tr><td>1級土木施工管理技士</td><td>1.0</td></tr><tr><td>3 5歳未満</td><td>0.5</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>0</td></tr></table> ・4 0歳未満かつ1級土木施工管理技士の資格を有する技術者（主任（監理）技術者）を配置する場合に評価する。 ・1級土木施工管理技士の資格を有する技術者（主任（監理）技術者）を配置する場合に評価する。 (略) (a-2) 配置予定技術者の建設系C P D協議会加盟団体の継続学習制度における取得単位数および年齢 建設系C P D協議会加盟団体の継続学習制度に継続参加中であり、推奨単位数以上を取得している場合および年齢について加点する。 ・設計金額7千万円以上で「(a)配置予定技術者の保有する資格および年齢」を評価項目としない案件において評価項目とする。 ・証明する資料として、建設系C P D協議会加盟の各団体が発行する証明書の写しの提出が必要であり、単一企業の社内研修会はユニット数算定の対象外とする場合がある。 ・有効とする証明期間は、今回発注する工事の入札公告日の属する年度から、評価基準の年数（1年～5年のいずれか）に1年を加えた年数を遡った年度の4月1日から入札の申し込みを行った日までで、評価基準の年数に応じた任意の連続した期間とする。 ・評価基準 <table><tr><th>配置予定技術者の建設系C P D協議会加盟団体の継続学習制度における取得単位数および年齢</th><th>配点</th></tr><tr><td>4 0歳未満かつ推奨単位数以上を取得している</td><td>1.5</td></tr><tr><td>推奨単位数以上を取得している</td><td>1.0</td></tr><tr><td>3 5歳未満</td><td>0.5</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>0</td></tr></table> ・4 0歳未満かつ推奨単位数以上を取得している技術者（主任（監理）技術者）を配置する場合に評価する。 ・推奨単位数以上を取得している技術者（主任（監理）技術者）を配置する場合に評価する。 ・3 5歳未満の技術者（主任（監理）技術者）を配置する場合に評価する。 ・評価対象とする年齢は、当該工事の入札書提出日が属する年度の4月1日時点の年齢とする。 ・推奨単位数 年数×各加盟団体の年間推奨単位 (例) (社) 全国土木施工管理技士会連合会 (CPDS) 2 0ユニット／年、4 0ユニット／2年、6 0ユニット／3年、8 0ユニット／4年、 1 0 0ユニット／5年のいずれかを満たすものとする。	配置予定技術者の保有する資格および年齢	配点	4 0歳未満かつ1級土木施工管理技士	1.5	1級土木施工管理技士	1.0	3 5歳未満	0.5	上記以外	0	配置予定技術者の建設系C P D協議会加盟団体の継続学習制度における取得単位数および年齢	配点	4 0歳未満かつ推奨単位数以上を取得している	1.5	推奨単位数以上を取得している	1.0	3 5歳未満	0.5	上記以外	0
配置予定技術者の保有する資格および年齢	配点																																								
4 0歳未満かつ1級土木施工管理技士または、 4 0歳未満かつ1級建設機械施工管理技士	1.5																																								
1級土木施工管理技士または1級建設機械施工管理技士	1.0																																								
3 5歳未満	0.5																																								
上記以外	0																																								
配置予定技術者の建設系C P D協議会加盟団体の継続学習制度における取得単位数および年齢	配点																																								
4 0歳未満かつ推奨単位数以上を取得している	1.5																																								
推奨単位数以上を取得している	1.0																																								
3 5歳未満	0.5																																								
上記以外	0																																								
配置予定技術者の保有する資格および年齢	配点																																								
4 0歳未満かつ1級土木施工管理技士	1.5																																								
1級土木施工管理技士	1.0																																								
3 5歳未満	0.5																																								
上記以外	0																																								
配置予定技術者の建設系C P D協議会加盟団体の継続学習制度における取得単位数および年齢	配点																																								
4 0歳未満かつ推奨単位数以上を取得している	1.5																																								
推奨単位数以上を取得している	1.0																																								
3 5歳未満	0.5																																								
上記以外	0																																								

改 正 後 (R7. 5. 1)		現 行 (R6. 4. 1)	
(参考) 令和6年度に入札公告された案件の有効とする証明期間		(参考) 令和6年度に入札公告された案件の有効とする証明期間	
20ユニット／年の場合	令和4年4月1日から入札の申し込みを行った日までの 任意の連続した1年間	20ユニット／年の場合	令和4年4月1日から入札の申し込みを行った日までの 任意の連続した1年間
40ユニット／2年の場合	令和3年4月1日から入札の申し込みを行った日までの 任意の連続した2年間	40ユニット／2年の場合	令和3年4月1日から入札の申し込みを行った日までの 任意の連続した2年間
60ユニット／3年の場合	令和2年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連 続した3年間	60ユニット／3年の場合	令和2年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連 続した3年間
80ユニット／4年の場合	平成31年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の 連続した4年間	80ユニット／4年の場合	平成31年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の 連続した4年間
100ユニット／5年の場合	平成30年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の 連続した5年間	100ユニット／5年の場合	平成30年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の 連続した5年間

改 正 後 (R7.5.1)										現 行 (R6.4.1)															
1 3 技術資料一覧										1 3 技術資料一覧															
区分	作成および提出様式資料一覧	☆本資料	添付資料(※2)	タイプ区分と提出資料		提出時期と提出方法				区分	作成および提出様式資料一覧	☆本資料	添付資料(※2)	タイプ区分と提出資料		提出時期と提出方法									
		事前審査型		事後審査型	事前審査型		事後審査型		事前審査型			事後審査型		事前審査型		事後審査型									
					本資料	添付資料	本資料	添付資料						本資料	添付資料	本資料	添付資料								
－	技術資料提出書	様式第4号	無	○		入札参加資格確認申請書と同時に電送		入札書と同時に電送		－	技術資料提出書	様式第4号	無	○		入札参加資格確認申請書と同時に電送		入札書と同時に電送							
－	技術資料自己評価申請書	様式第4号の2	無	－	○					－	技術資料自己評価申請書	様式第4号の2	無	－	○										
技術提案	品質に係る提案	様式第5号	無	○ (必要に応じて設定)	－	入札参加資格確認申請書と同時に電送、郵送または持参により一部提出	電送、入札参加または持参により一部提出			技術提案	品質に係る提案	様式第5号	無	○ (必要に応じて設定)	－	入札参加資格確認申請書と同時に電送、郵送または持参により一部提出	電送、入札参加または持参により一部提出								
	施工上の課題に係る提案	様式第6号	無								施工上の課題に係る提案	様式第6号	無												
	工程に係る提案	様式第7号	無								工程に係る提案	様式第7号	無												
		様式第7号の2	無									様式第7号の2	無												
	安全に係る提案	様式第8号	無								安全に係る提案	様式第8号	無												
企業の技術力	企業の技術力 (施工実績、ISO認証、優良工事表彰、技能資格を保有する自社雇用技能者)	様式第9号	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO、資格者証の写、住民税特別徴収税額通知書等の写	○				県の工事成績を有しない場合	県の工事成績を有しない場合	企業の技術力	企業の技術力 (施工実績、ISO認証、優良工事表彰、技能資格を保有する自社雇用技能者)	様式第9号	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO、資格者証の写、健康保険証の写	○				県の工事成績を有しない場合	県の工事成績を有しない場合	企業の技術力	企業の技術力 (施工実績、ISO認証、優良工事表彰、技能資格を保有する自社雇用技能者)	様式第9号	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO、資格者証の写、健康保険証の写	○	
	企業の工事成績算出対象工事	様式第10号	工事成績の写し	県の工事成績を有しない場合							企業の工事成績算出対象工事	様式第10号	工事成績の写し	県の工事成績を有しない場合											
	企業の工事成績として評価する工事の実績 (建築一式工事のみ)	様式第10号の2	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、建築基準法の規定による検査済証、中間検査合格証の写しまたは検査機関発行のこれに代わる証明書の写	県の工事成績を有しない場合							企業の工事成績として評価する工事の実績 (建築一式工事のみ)	様式第10号の2	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、建築基準法の規定による検査済証、中間検査合格証の写しまたは検査機関発行のこれに代わる証明書の写	県の工事成績を有しない場合											
配置予定技術者	主任(監理)技術者 (保有資格、施工経験、優良工事表彰、継続学習)	様式第11号	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、資格者証、継続学習証明書の写	○				建築、管、電気、電気通信、機械器具設置工事の場合		配置予定技術者	主任(監理)技術者 (保有資格、施工経験、優良工事表彰、継続学習)	様式第11号	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、資格者証、継続学習証明書の写	○				建築、管、電気、電気通信、機械器具設置工事の場合		配置予定技術者	主任(監理)技術者 (保有資格、施工経験、優良工事表彰、継続学習)	様式第11号	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、資格者証、継続学習証明書の写	○	
企業の地域性、社会性	地域精通(主たる営業所の所在地)	様式第9号	無								企業の地域性、社会性	地域精通(主たる営業所の所在地)	様式第9号								無				
	広域防災への取組(土木一式工事のみ)		無									広域防災への取組(土木一式工事のみ)									無				
	社会貢献(災害協定)		証明書写									社会貢献(災害協定)									証明書写				
	福井県域道路啓開計画への取組(土木一式工事のみ)		無									福井県域道路啓開計画への取組(土木一式工事のみ)									無				
	地域貢献 (除雪等の契約) (応急危険度判定士)		契約書写、震災建築物応急危険度判定士認定証写、健康保険証の写									地域貢献 (除雪等の契約) (応急危険度判定士)									契約書写、震災建築物応急危険度判定士認定証写、健康保険証の写				
	県内企業の活用		無									県内企業の活用									無				
	県産品の活用		無									県産品の活用	様式第9号の4								無				
※ 重複する資料は1部でよい																									

改 正 後 (R7.5.1)					現 行 (R6.4.1)						
1 4 落札者決定基準（評価項目）〔例〕 （１）土木一式工事					1 4 落札者決定基準（評価項目）〔例〕 （１）土木一式工事						
別記 2 「土木一式」 評 価 基 準 表(〇〇〇〇〇〇〇工事)					別記 2 「土木一式」 評 価 基 準 表(〇〇〇〇〇〇〇工事)						
分類	評 価 項 目	評 価 内 容	評 価 基 準	評価 点数	分類	評 価 項 目	評 価 内 容	評 価 基 準	評価 点数		
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0	(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0		
(B)	(a)同種工事の施工実績の有無 〔業種：土木一式〕 〔平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで〕	過去20年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 上記以外	1.5 1.0 0.0	(B)	(a)同種工事の施工実績の有無 〔業種：土木一式〕 〔平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで〕	過去20年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 上記以外	1.5 1.0 0.0		
			8 0 点以上	3.5				8 0 点以上	3.5		
		(b)工事成績 〔業種：土木一式〕 〔令和〇年度から令和〇年度〕	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、〇〇地方整備局が発注する工事（〇〇〇〇〇））の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか	7 0 点以上 8 0 点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3+0.5 7 0 点未満			0.5～ 3.4 0.0	(b)工事成績 〔業種：土木一式〕 〔令和〇年度から令和〇年度〕	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、〇〇地方整備局が発注する工事（〇〇〇〇〇））の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか	7 0 点以上 8 0 点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3+0.5 7 0 点未満	0.5～ 3.4 0.0
		(c)優良工事表彰 〔業種：土木一式〕 〔令和〇年度表彰、令和〇年度表彰〕	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり 優良工事表彰受賞による加点申請なし (または受賞なし)			0.5 0.0 0.0	(c)優良工事表彰 〔業種：土木一式〕 〔令和〇年度表彰、令和〇年度表彰〕	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり 優良工事表彰受賞による加点申請なし (または受賞なし)	0.5 0.0 0.0
		(d)品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか	ISO9001認証を取得している。 上記以外			0.5 0.0	(d)品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか	ISO9001認証を取得している。 上記以外	0.5 0.0
(C)	(a)同種工事の施工経験の有無 〔平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで〕	配置予定技術者が過去20年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等、現場代理人、監理技術者補佐としての施工経験を有しているか	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 上記以外	1.5 1.0 0.0	(C)	(a)同種工事の施工経験の有無 〔平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで〕	配置予定技術者が過去20年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等、現場代理人、監理技術者補佐としての施工経験を有しているか	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 上記以外	1.5 1.0 0.0		
			1 級土木施工管理技士または1級建設機械施工管理技士の資格を保有 上記以外	1.0 0.0				1 級土木施工管理技士の資格を保有 上記以外	1.0 0.0		
		(b)配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	左記①および②の資格を保有 左記①または②の資格を保有 上記以外	1.0 0.5 0.0			(b)配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	左記①および②の資格を保有 左記①または②の資格を保有 上記以外	1.0 0.5 0.0
		(b-2)配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格 ①1級土木施工管理技士または1級建設機械施工管理技士 ②コンクリートの品質確保に資する資格	左記①または②の資格を保有 上記以外	0.5 0.0			(b-2)配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格 ①1級土木施工管理技士 ②コンクリートの品質確保に資する資格	左記①または②の資格を保有 上記以外	0.5 0.0
		(b-3)配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	コンクリートの品質確保に資する資格 上記以外	0.5 0.0			(b-3)配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	コンクリートの品質確保に資する資格 上記以外	0.5 0.0
	(c)若手担当技術者の常駐	専任の監理技術者等の下で、1 級土木施工管理技士を有する若手担当技術者を常駐	若手担当技術者の常駐 上記以外	0.5 0.0	(c)若手担当技術者の常駐	専任の監理技術者等の下で、1 級土木施工管理技士を有する若手担当技術者を常駐	若手担当技術者の常駐 上記以外	0.5 0.0			
	(d)優良工事表彰受賞経験〔業種：土木一式〕 〔令和〇年度表彰、令和〇年度表彰〕	過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり 優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし (または受賞なし)	0.5 0.0	(d)優良工事表彰受賞経験〔業種：土木一式〕 〔令和〇年度表彰、令和〇年度表彰〕	過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり 優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし (または受賞なし)	0.5 0.0			
	(e)配置予定技術者の継続学習への取組状況	建設系 C P D 協議会加盟団体の取得単位数 〔推奨単位数〕 連続した 1 ～ 5 年間で年数×各団体の推奨単位数以上を満たすもの	推奨単位数以上を取得している 推奨単位数の半分以上を取得している 上記以外	1.0 0.5 0.0	(e)配置予定技術者の継続学習への取組状況	建設系 C P D 協議会加盟団体の取得単位数 〔推奨単位数〕 連続した 1 ～ 5 年間で年数×各団体の推奨単位数以上を満たすもの	推奨単位数以上を取得している 推奨単位数の半分以上を取得している 上記以外	1.0 0.5 0.0			
	(e-2)配置予定技術者の継続学習への取組状況	建設系 C P D 協議会加盟団体の取得単位数 〔推奨単位数〕 連続した 1 ～ 5 年間で年数×各団体の推奨単位数以上を満たすもの	推奨単位数以上を取得している 上記以外	0.5 0.0	(e-2)配置予定技術者の継続学習への取組状況	建設系 C P D 協議会加盟団体の取得単位数 〔推奨単位数〕 連続した 1 ～ 5 年間で年数×各団体の推奨単位数以上を満たすもの	推奨単位数以上を取得している 上記以外	0.5 0.0			
	(D)	(a)地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市（町）に主たる営業所あり （〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり） 〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり （福井県内に主たる営業所あり） 上記以外	2.5 1.0 0.0 0.5 0.0	(D)	(a)地域精通度	〇〇市（町）に主たる営業所あり （〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり） 〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり （福井県内に主たる営業所あり） 上記以外	2.5 1.0 0.0 0.5 0.0		
			(b)社会貢献度	①広域防災への取組	取組あり 取組なし			0.5 0.0	(b)社会貢献度	取組あり 取組なし	0.5 0.0
		②福井県との緊急災害時等における災害協定締結の有無		災害協定の締結あり 災害協定の締結なし	0.5 0.0		(b)社会貢献度	災害協定の締結あり 災害協定の締結なし		1.0 0.0	
		③福井県域道路啓開計画への取組		取組あり 取組なし	0.5 0.0			(b)社会貢献度		災害協定の締結あり 災害協定の締結なし	1.0 0.0
		(c)地域貢献度 〔令和〇年度または令和〇年度〕	過去2か年度における県または市町と除雪作業（凍結防止剤散布を含む）の契約を締結した実績の有無	実績あり 実績なし	1.0 0.0				(c)地域貢献度 〔令和〇年度または令和〇年度〕	過去2か年度における県または市町と除雪作業（凍結防止剤散布を含む）の契約を締結した実績の有無	実績あり 実績なし
		(d)県内企業および県産品の活用	(1)県内企業の活用 ①～③のいずれかを満たす場合に評価する（別表 1 参照） ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する (2)使用資材の福井県産品活用（福井県内で生産された資材を含む） 発注者指定の品目（特記仕様書 別表 参照）に県産品を活用する	(1)および(2)を満たす 上記以外	0.5 0.0		(d)県内企業および県産品の活用		(1)県内企業の活用 ①～③のいずれかを満たす場合に評価する（別表 1 参照） ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する (2)使用資材の福井県産品活用（福井県内で生産された資材を含む） 発注者指定の品目（特記仕様書 別表 参照）に県産品を活用する	(1)および(2)を満たす 上記以外	0.5 0.0
技術提案を求める標準型				30.0	技術提案を求める標準型				30.0		
技術提案を求めない簡易型				15.0	技術提案を求めない簡易型				15.0		
(注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記 1 のとおりとする。 2. 特記仕様書〔別表〕県産品の活用において、該当欄がすべて空白である場合には、評価基準表「（１）および（２）を満たす」を「（１）を満たす」と読み替える。 3. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。 4. 現場代理人または監理技術者補佐としての経験は、過去の同種工事に携わった段階で 1 級国家資格等を保有していた場合に限る。					(注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記 1 のとおりとする。 2. 特記仕様書〔別表〕県産品の活用において、該当欄がすべて空白である場合には、評価基準表「（１）および（２）を満たす」を「（１）を満たす」と読み替える。 3. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。 4. 現場代理人または監理技術者補佐としての経験は、過去の同種工事に携わった段階で 1 級国家資格等を保有していた場合に限る。						
別表 1 （略）					別表 1 （略）						

改 正 後 (R7.5.1)					現 行 (R6.4.1)				
(2) 鋼構造物工事～ (3) 建築一式工事 (略)					(2) 鋼構造物工事～ (3) 建築一式工事 (略)				
(4) 舗装工事					(4) 舗装工事				
別記5 「舗装工事」 評 価 基 準 表(○○○○○○○工事)					別記5 「舗装工事」 評 価 基 準 表(○○○○○○○工事)				
分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価 点数	分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価 点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0	(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
企業 の 技 術 力 6 ・ 0 点	(B)	(a)同種工事の施工実績の有無 〔業種：舗装〕 〔令和○年度4月1日から入札の申し込みを行った日まで〕	過去20年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の60%以上であったもの 1.5					
			上記以外	0.0					
		(b)工事成績 〔業種：舗装〕 〔令和○年度から令和○年度〕	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、○ ○地方整備局が発注する工事（○○○○○））の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか	80点以上 3.5					
			70点以上 80点未満 〔工事成績評定点の平均点-70〕×0.3+0.5	0.5～ 3.4					
		(c)優良工事表彰 〔業種：舗装〕 〔令和○年度表彰、令和○年度表彰〕	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	70点未満 0.0					
			優良工事表彰受賞による加点申請あり 優良工事表彰受賞による加点申請なし （または受賞なし）	0.5 0.0					
	(d)品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメント ISO9001認証を取得しているか	IS09001認証を取得している。 上記以外	0.5 0.0					
		(C)	(a)同種工事の施工経験の有無 〔業種：舗装〕 〔令和○年度4月1日から入札の申し込みを行った日まで〕	配置予定技術者が過去20年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等、現場代理人、監理技術者補佐としての施工経験を有しているか	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の60%以上であったもの 1.5				
	上記以外			0.0					
	(b)配置予定技術者の保有する資格		1級舗装施工管理技術者の資格を保有	1.0					
2級舗装施工管理技術者の資格を保有			0.5						
(c)若手担当技術者の常駐	専任の監理技術者等の下で、1級土木施工管理技士または1級建設機械施工管理技士を有する若手担当技術者を常駐		上記以外	0.0					
	優良工事表彰受賞経験 〔業種：舗装〕 〔令和○年度表彰、令和○年度表彰〕		過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり 優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし （または受賞なし）	0.5 0.0				
配置 予 定 技 術 者 3 ・ 5 点	(D)	(a)地域精進度	主たる営業所の所在地	○市（町）に主たる営業所あり 〔○土木事務所管内に主たる営業所あり〕 ○土木事務所管内に主たる営業所あり 〔福井県内に主たる営業所あり〕 上記以外	2.5 1.0 0.0				
			(b)社会貢献度	福井県との緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり 災害協定の締結なし	1.0 0.0			
				(c)地域貢献度 〔令和○年度または令和○年度〕	過去2か年度における県または市町と除雪作業（凍結防止剤散布を含む）の契約を締結した実績の有無	自社保有のグレーダによる除雪契約実績あり 上記以外の除雪作業の契約実績あり 実績なし	1.0 0.5 0.0		
			(d)県内企業および県産品の活用		(1)県内企業の活用 ①～③のいずれかを満たす場合に評価する（別表1参照） ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する	(1)および(2)を満たす 上記以外	0.5 0.0		
	(2)使用資材の福井県産品活用〔福井県内で生産された資材を含む〕 発注者指定の品目（特記仕様書 別表 参照）に県産品を活用する								
	技術提案を求める標準型 29.5								
	技術提案を求めない簡易型 14.5								
	満点								
	(注) 1. 加点評価を行った評価項目の内容の履行確保の方法については別記1のとおりとする。 2. 特記仕様書〔別表〕県産品の活用において、該当欄がすべて空白である場合には、評価基準表「（1）および（2）を満たす」を「（1）を満たす」と読み替える。 3. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。 4. 現場代理人または監理技術者補佐としての経験は、過去の同種工事に携わった段階で1級国家資格等を保有していた場合に限る。								

別表1 (略)				
---------	--	--	--	--

別表1 (略)				
---------	--	--	--	--

改 正 後 (R7.5.1)					現 行 (R6.4.1)						
(5) 法面処理工事					(5) 法面処理工事						
別記 6「法面処理工事」 評 価 基 準 表(○○○○○○○○工事)					別記 6「法面処理工事」 評 価 基 準 表(○○○○○○○○工事)						
分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価 点数	分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価 点数		
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0	(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0		
(B)	企業 の 技 術 力 6 ・ 5 点	(a)同種工事の施工実績の有無 〔業種：法面処理〕 (平成○年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5	企業 の 技 術 力 6 ・ 5 点	(a)同種工事の施工実績の有無 〔業種：法面処理〕 (平成○年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5			
			(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0			(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0			
			上記以外	0.0			上記以外	0.0			
		(b)工事成績 〔業種：法面処理〕 (令和○年度から令和○年度)	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、○○地方整備局が発注する工事（○○○○○））の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか	8.0点以上 7.0点以上 8.0点未満 (工事成績評定点の平均点-70) ×0.3+0.5		3.5 0.5～ 3.4	(b)工事成績 〔業種：法面処理〕 (令和○年度から令和○年度)	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、○○地方整備局が発注する工事（○○○○○））の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか	8.0点以上 7.0点以上 8.0点未満 (工事成績評定点の平均点-70) ×0.3+0.5	3.5 0.5～ 3.4	
		(c)優良工事表彰 〔業種：法面処理〕 (令和○年度表彰、令和○年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり 優良工事表彰受賞による加点申請なし (または受賞なし)		0.5 0.0	(c)優良工事表彰 〔業種：法面処理〕 (令和○年度表彰、令和○年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり 優良工事表彰受賞による加点申請なし (または受賞なし)	0.5 0.0	
		(d)品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか	ISO9001認証を取得している。 上記以外		0.5 0.0	(d)品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか	ISO9001認証を取得している。 上記以外	0.5 0.0	
		(e)技能資格を保有する自社雇用技能者の配置（※）	発注者が指定する下記の工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事するか	左記の内容のとおり従事する		0.5	(e)技能資格を保有する自社雇用技能者の配置（※）	発注者が指定する下記の工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事するか	左記の内容のとおり従事する	0.5	
			指定工種 【○○○○○○○】	上記以外		0.0		指定工種 【○○○○○○○】	上記以外	0.0	
		(C)	配置 予 定 技 術 者 の 技 術 力 3 ・ 5 点	(a)同種工事の施工経験の有無 〔業種：法面処理〕 (平成○年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)		(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5	配置 予 定 技 術 者 の 技 術 力 3 ・ 5 点	(a)同種工事の施工経験の有無 〔業種：法面処理〕 (平成○年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
						(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0			(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
上記以外	0.0				上記以外	0.0					
(b)配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格			のり面施工管理技術者、グラウンドアンカー施工士、地すべり防止工事士のいずれかの資格を保有 (案件により設定)	1.0	(b)配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格		のり面施工管理技術者、グラウンドアンカー施工士、地すべり防止工事士のいずれかの資格を保有 (案件により設定)	1.0	
	上記以外			0.0		上記以外	0.0				
(c)若手担当技術者の常駐	専任の監理技術者等の下で、1級土木施工管理技士または1級建設機械施工管理技士を有する若手担当技術者を常駐			若手担当技術者の常駐 上記以外	0.5 0.0	(c)若手担当技術者の常駐	専任の監理技術者等の下で、1級土木施工管理技士を有する若手担当技術者を常駐		若手担当技術者の常駐 上記以外	0.5 0.0	
(d)優良工事表彰受賞経験 〔業種：法面処理〕 (令和○年度表彰、令和○年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無			優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり	0.5	(d)優良工事表彰受賞経験 〔業種：法面処理〕 (令和○年度表彰、令和○年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無		優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり	0.5	
				優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし (または受賞なし)	0.0				優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし (または受賞なし)	0.0	
(D)	企業 の 地 域 性 、 社 会 性 4 ・ 0 点			(a)地域精通度	○○市（町）に主たる営業所あり (○○土木事務所管内に主たる営業所あり)	2.5	企業 の 地 域 性 、 社 会 性 4 ・ 0 点		(a)地域精通度	○○市（町）に主たる営業所あり (○○土木事務所管内に主たる営業所あり)	2.5
		○○土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり)	1.0		○○土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり)	1.0					
		上記以外	0.0		上記以外	0.0					
		(b)社会貢献度	福井県との緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0	(b)社会貢献度		福井県との緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0	
				災害協定の締結なし	0.0				災害協定の締結なし	0.0	
		(d)県内企業および県産品の活用	(1)県内企業の活用 ①～③のいずれかを満たす場合に評価する（別表1参照） ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する (2)使用資材の福井県産品活用(福井県内で生産された資材を含む) 発注者指定の品目（特記仕様書 別表 参照）に県産品を活用する。	(1)および(2)を満たす	0.5	(d)県内企業および県産品の活用		(1)県内企業の活用 ①～③のいずれかを満たす場合に評価する（別表1参照） ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する (2)使用資材の福井県産品活用(福井県内で生産された資材を含む) 発注者指定の品目（特記仕様書 別表 参照）に県産品を活用する。	(1)および(2)を満たす	0.5	
				上記以外	0.0				上記以外	0.0	
満点	技術提案を求める標準型			29.0	満点	技術提案を求める標準型			29.0		
	技術提案を求めない簡易型			14.0		技術提案を求めない簡易型			14.0		
(注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。 2. 配置予定技術者（主任（監理）技術者）については「技能資格を保有する自社雇用技能者の配置」の加点評価を行わない。 3. 特記仕様書〔別表〕県産品の活用において、該当欄がすべて空白である場合には、評価基準表「（1）および（2）を満たす」を「（1）を満たす」と読み替える。 4. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。 5. 現場代理人または監理技術者補佐としての経験は、過去の同種工事に携わった段階で1級国家資格等を保有していた場合に限る。					(注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。 2. 配置予定技術者（主任（監理）技術者）については「技能資格を保有する自社雇用技能者の配置」の加点評価を行わない。 3. 特記仕様書〔別表〕県産品の活用において、該当欄がすべて空白である場合には、評価基準表「（1）および（2）を満たす」を「（1）を満たす」と読み替える。 4. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。 5. 現場代理人または監理技術者補佐としての経験は、過去の同種工事に携わった段階で1級国家資格等を保有していた場合に限る。						
別表1 （略）					別表1 （略）						

(6) 管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事（営繕系を除く）～様式第3号（略）

様式第3号の2

様式第3号の2

機械の保有状況およびオペレータの配置 (例)

(用紙 A 4)

工事名		企業名		
機械の種類				
項目				
登録番号				
型式				
製造番号				
自社保有・リースの別	自社保有 ・ リース	自社保有 ・ リース	自社保有 ・ リース	自社保有 ・ リース
機械のオペレータ				

注1 この様式は、舗装工事および法面処理工事において使用する。

注2 「機械の種類」は、入札参加条件として指定された機械（創設工事の場合：アスファルトフィニッシャー、タイヤローラー、マカダムローラー等、法面処理工事の場合：種子吹付機、モルタル吹付機、ボーリングダマシン等）を記入すること。

注3 「機械のオペレータ」は、記載された機械を運転または操作する者の氏名を記入すること。なお、種子吹付機およびモルタル付機の場合については、ノズルマン、ガンマンの区別も明示すること。

要領様式第9号に記載したのり面ノズルマン技能認定者（のうち最低1名以上）

されていないなど、様式第9号と当様式間で矛盾があるときは、総合評価において評価されないのに注意すること。

注4 添付書類として、自社保有（リース契約を含む）を確認できる資料（市役所、町役場の資産証明（写）、車検証（写）、リース契約書（写）、リース契約書（写）等）を提出すること（舗装工事の場合において、記載した機械が競争入札参加資格審査時に確認を受けた機械であれば提出不要とする）。また、機械のオペレータに

ついで、運転免許証、ローラー講習修了証、技能講習修了証、業務上の従事歴に関する証明書、自前で3か月以上の雇用が確認できる資料（資格者証（写）、民税特別徴収税額通知書の写し等雇用関係の確認ができるもの等）等を提出すること。ただし、健康保険証は保険者番号および被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと。

注5 機械のオペレータは、一つの機械について複数名での申請が可能である。

(6) 管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事（宮繕系を除く）～様式第3号（略）

様式第3号の2

様式第3号の2

機械の保有状況およびオペレータの配置 (例)

(用紙 A 4)

工事名		企業名			
機械の種類					
項目	登録番号				
型式					
製造番号					
自社保有・リースの別		自社保有・リース	自社保有・リース	自社保有・リース	自社保有・リース
機械のオペレータ					

注1 この様式は、舗装工事および法面処理工事において使用する。

注2 「機械の種類」は、入れ参加条件として指定された機械（舗装工事の場合：アスファルトフィニッシャー、タイヤローラー、マカダムローラー等、法面処理工事の場合：種子吹付機、モルタル吹付機、ボーリングダマシン等）を記入すること。

注3 「機械のオペレータ」は、記載された機械を運転または操作する者の氏名を記入すること。なお、種子吹付け機およびモルタル吹付け機の場合については、ノズルマン、ガンマンの区別も明示すること。

福井県建設工事総合評価・落札方式実施要領 様式第9号に記載したのリノズルマン技能認定者（のうち最低1名以上）が当様式において「ズルマン」として記載されていないなど、様式第9号と当様式間で矛盾があるときは、総合評価において評価されないで注意すること。

①を含む。を確認できる資料（市役所、町役場の資産証明、売買契約書（写）、

提出すること（鉛筆工事の場合において、記載した機械が競争入札参加資格審査時に確認を受けた機械であれば提出不要とする）。また、機械のオペレータについては、運転免許証、ローラー講習修了証、技能講習修了証、業務の従事歴に関する証明書、自社で3か月以上の雇用が確認できる資料（資格者証（写）、健康

健康保険証(写)等を提出すること。ただし、健康保険証は保険者番号および被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと。

注5 機械のオペレータは、一つの機械について複数名での申請が可能である。

様式第3号の3～技術資料 (様式第4号) (略)

工事名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工

工事費所

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

〇〇〇〇川 〇〇市〇〇

企業名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

企業技術力

- 事後審査型の案件において、入札公告に従い、入札書と同時に提出する。入札公告に添付された評価基準表に従い、様式第9号～第11号を作成した後に、記入すること。
- 評価項目となっていない項目については空欄とする。
- 様式の変更は行わず、黄色着色の箇所の所定のみ記入し、空白を添付された必要事項と対応させることとなる。例として「ア）形式」となる場合は、「抽片供電子入札通用基準第8条に基づき、LZ日形式またはZ1日形式により圧縮すること。」
- 入札書の提出に際して、エ）色覚の色味のオフライン形式となる場合は、参加資格価格提供資料と併せて、様式第9号～第11号および添付資料を提出すること。
- 入札参加資格確認申請書提出依頼を受けた者の場合、十分に注意して作成すること。**不整合があった項目は、加算しないことがある。**
- 様式第9号の2と様式第10号・11号の記載内容に不整合がないよう、十分に注意して作成すること。

※1	施工実績（経費）のある同種工事の施工規程が、当該発注規程以上であったもの
※2	施工実績（経費）のある同種工事の施工規程が、当該発注規程の80%以上100%未満であったもの

様式第4号の2 (鋼構造物工事) ～様式第8号 (略)

様式第3号の3～技術資料（様式第4号）（略）

技術資料自己評價申請書

[illegible]

- 注意
- 事業者型案件において、入札公告に従い、入札書と同時に提出する。
入札公告に添付された評価項目表に従い、様式第9号～第11号を作成した後に、記入すること。
● 評価対象となっていない項目については空欄とすること。
● 様式の変更は行わず、黄色セクションの箇所の記入し、入札公告に添付されたエクセルのままで提出すること。なお、ファイル名には企業名称を含めること。
入札書の提出に際し、エクセル以外の形式となる書類を添付する必要がある場合は、簡併県電子入札運用基準第8条に基づき、LZH形式またはZIP形式により圧縮すること。
● 入札参加資格確認申請書提出依頼を受けた者のみが、入札参加資格確認資料と併せて、様式第9号～11号および添付資料を提出すること。
● 様式第4号の2と様式第3号の11号の記載内容に不整合があり、十分に注意して作成すること。**不整合があった項目は、加点しないことがある。**

※1	施工実績（経験）のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの
※2	施工実績（経験）のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの

様式第4号の2 (鋼構造物工事) ~様式第8号 (略)

改 正 後 (R7.5.1)					現 行 (R6.4.1)						
(様式第9号) (土木一式工事用) (用紙A4)					(様式第9号) (土木一式工事用) (用紙A4)						
企業の技術力および地域性・社会性					企業の技術力および地域性・社会性						
施工実績を評価する基準		過去20年間に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)			施工実績を評価する基準		過去20年間に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)				
同種工事の名称等	工事名称	○○○○○工事 (CORINS登録番号)			同種工事の名称等	工事名称	○○○○○工事 (CORINS登録番号)				
	発注機関名	○○○○○○				発注機関名	○○○○○○				
	工事場所	○○県○○市○○町○○ 一般県道○○○○○線				工事場所	○○県○○市○○町○○ 一般県道○○○○○線				
	契約金額	(最終の請負金額(税込)を記入する。)				契約金額	(最終の請負金額(税込)を記入する。)				
	工期	令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日				工期	令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日				
	工事概要	○○				工事概要	○○				
工事成績平定		件数	件	平均点(小数点第2位切捨て)	点	工事成績平定		件数	件	平均点(小数点第2位切捨て)	点
優良工事表彰受賞による加点申請(※)		□加点申請する・□加点申請しない 表彰年度() 表彰名() 工事名称()			優良工事表彰受賞による加点申請(※)		□加点申請する・□加点申請しない 表彰年度() 表彰名() 工事名称()				
ISO9001 認証取得(※)		□有・□無			ISO9001 認証取得(※)		□有・□無				
企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地()			企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地()				
	広域防災への取組の有無(※)	(土木一式工事の場合のみ評価する) □取組あり・□取組なし				広域防災への取組の有無(※)	(土木一式工事の場合のみ評価する) □取組あり・□取組なし				
	福井県との災害協定の締結(※)	□有・□無				福井県との災害協定の締結(※)	□有・□無				
	福井県或道路啓開計画への取組(※)	□取組あり・□取組なし				除雪契約の有無(※)	□有・□無				
	除雪契約の有無(※)	□有・□無				指定工種における県内企業の活用(※)	□次の①～③のいずれかを満たす ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する □上記以外				
	指定資材における県産品の活用(※)	□全てを活用する・□左記以外				指定資材における県産品の活用(※)	□全てを活用する・□左記以外				

注意 上記記載の内容が確認できる資料(CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO9001の認証等の写し、災害協定の証明書写し、除雪等の契約書の写し)を添付資料として提出すること。(当該発注事務所管内の「災害時等における応急対策業務に関する細目協定」を締結している場合は、災害協定の証明書写しの提出は不要)

- 記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付資料として提出すること。(CORINS登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を提出すること。)
- 福井県の工事成績平定を有しない場合で国の成績を有する場合は、国の成績の件数および平均点を記入した上で、様式第10号を併せて提出すること。
- (※)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
- 記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価落札方式実施要領」および「公共工事における総合評価落札方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

[P O / O]

[P O / O]

公共工事における総合評価落札方式の手引き 新旧対照表

改 正 後 (R7. 5. 1)	現 行 (R6. 4. 1)
(様式第 9 号) (鋼構造物工事用) ～ (様式第 1 0 号の 2) (建築一式工事用) (略)	(様式第 9 号) (鋼構造物工事用) ～ (様式第 1 0 号の 2) (建築一式工事用) (略)
様式第 1 1 号～ 1 級鉄工技能士 (構造物鉄工作業) 配置実地確認申請書 (略)	様式第 1 1 号～ 1 級鉄工技能士 (構造物鉄工作業) 配置実地確認申請書 (略)